

工事設計書

工 事 番 号	上水第62号					
工 事 名	高木地区配水管布設工事					
工 事 場 所	小矢部市 高木 地内					
設 計 費 目	款	資本的支出	項	建設改良費	目	第3次拡張事業費
工 期	自 令和2年10月22日 至 令和3年2月10日					

工事概要	・配水管HPPE φ 100 L=143. 4m ・ソフソール仕切弁 φ 100 1 基	
特記事項	・別紙のとおり。	
	設	計
工 事 価 格		
消 費 税 相 当 額		
設 計 金 額		

特記仕様書

工事名：高木地区配水管布設工事

（一般関係）

第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)平成27年10月改定(平成28年一部改定)」第1編共通編1-1-2の第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

本工事の施工にあたっては、特記仕様書、共通仕様書、当市が定めた「上水道工事施工の注意事項」及び「給水管標準配管図」の他、これに付随する関係基準図書等に基づいて適正に施工すること。

第2条 安全教育・訓練の実施

- 1 労働安全衛生法等に基づき日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、「安全教育・訓練等の実施要領」により、月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
- 2 実施項目について「土木工事共通仕様書」第1-1-5条施工計画書の記載事項として「(4)安全管理」に含め、「安全教育・訓練の実施要領」の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施については、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

第3条 工事実施前の措置及び事前事後調査

- 1 既存構造物に接近するとき、又は、撤去する場合には、関係者立会のうえ、現況に写真撮影、測量等の記録をした後、工事施工を行う。
- 2 請負者は、あらかじめ沿道（周辺も含む）構造物等について事前調査を行い、善良な管理義務を怠ったことにより、物件に被害が認められた場合は、請負者が責任を持って処理するものとする。
- 3 構造物が設計図書どおり築造できない場合や、設計図書等に記載のないものについては、監督員と協議すること。
- 4 既設管の埋設位置を事前に試掘すること。

第4条 工事材料の検査

主要材料については、監督員の段階確認を受けて使用するものとする。

第5条 アスファルト混合物

- 1 請負者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。
- 2 請負者は、上記により難しいときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物（バージン材）を使用してもよい。

第6条 下請け関係の適正化

本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項（共通仕様書）」を遵守すること。

平成25年度より、施工体制の明確化、契約約款との整合のため、建設工事における下請負契約は、契約金額にかかわらず下請負届を書面で届出するものとする。

また、平成27年度より、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識するため、施工体制台帳、再下請通知書・作業員名簿を下請負届に添付して届出するものとする。

第7条 産業廃棄物の適正処分

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第8条 低入札となった場合における技術者の増員等

1. 工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもっと入札した業者が請負者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合

専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、請負者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。

(2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられていない工事の場合

同法の規定により配置が義務付けられている技術者を専任にて配置するものとする。

(工程関係)

第9条 工程関係

工事により通行止めとなる場合、出入りに支障が出る関係者へ工事期間等の説明と協議を行い、要望があつた場合は出来る限り対応すること。

(公害対策・環境対策関係)

第10条 公害防止

土砂の搬出等による公道等の路面汚損防止のため、路面が汚れた場合は、直ちに路面清掃を行うものとする。

(安全対策関係)

第11条 事故報告及び応急措置

1 請負者は、工事中事故があつたときは、直ちに所定の措置を講ずるとともに、監督員に通報し、事故発生の原因、経過、事故による被害内容及び今後の対策を講じた事故報告書を提出すること。

2 請負者は、施工管理上の落ち度により第三者にあたえた被害について、請負者の負担により、措置を講ずるとともに、その内容を監督員に報告すること。

第12条 安全対策

1 請負者は、工事期間中、安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視、点検、連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

交通誘導員の有無	配置人数		時間帯	期間	備考
無	A0人	B0人	—	—	

※ 交通誘導員の算定には「土木工事標準積算基準書（共通編）富山県土木部」【第Ⅰ編第12章その他】における「作業日当り標準作業量」に基づき定めたものであり、「作業日当

り標準作業量」に満たない場合における交通誘導員の変更は認めない。

但し、明示した条件に変更が生じた場合は変更理由を明確にし、変更の協議を行うものとする。

【条件変更例】

- ①工事区間、箇所、工期及び設計数量が変更になった場合。
 - ②工事中止命令等により、臨時の措置が必要となった場合。
 - ③地元打合せ、警察協議等で条件を付された場合。
 - ④施工方法による大幅な変更があった場合。
- 2 請負者は、機械器具、不要土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用のつど整備し、又は、現場外へ搬出し、工事現場内は常に整頓しておくこと。
 - 3 市道部において路盤で交通解放する場合は、舗装完了まで常に点検し補足材にて補修すること。
 - 4 国道及び県道においては路盤のまま交通解放は行わないこと。舗装仮復旧後の交通解放を厳守のこと。

(工事用道路関係)

第 13 条 工事用道路関係

1. 運搬路に使用する道路は破損防止のために出来る限り養生等を行うこと。舗装等の補修が必要になった場合は監督員と協議し、補修しなければならない。

(建設発生土・建設副産物関係)

第 14 条 建設発生土

建設発生土については、一部埋戻しに流用するものとし、その他は片道運搬距離 2.2km の小矢部市名畑地内の公共残土仮置場へ搬出するものとする。

搬出先は積算上の明示条件であり、請負者の明示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、施設の受入れが困難な場合等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第 15 条 建設副産物（建設リサイクル法の対象の工事の場合）

- 1 本工事は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法という）の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 2 請負者は、建設リサイクル法 12 条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合は、使用する特定資材の種類
 - ・工事着手時期及び工程の概要
 - ・分別解体の概要
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に建設資材の量の見込み
- 3 本工事における特定資材の再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法 (解体工事のみ)
工程 ごとの 作業 内容及 び 解体 方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 舗装構造物撤去	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び処理量

特定建設資材廃棄物の種類	処理量
コンクリート塊	—
アスファルト塊	—
建設発生木材	—

コンクリート塊は、径 30cm 程度に破砕するものとする。

- 4 請負者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面にて記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）」（平成 14 年 6 月）に定めた様式 1、「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式 2「再生資源路用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

- 5 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニフェスト等）を保管しておくこと。監督員からの請求があれば速やかにその写しを提示するものとする。運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

第 16 条 再生材の利用

次表の基礎砕石には再生砕石を使用するものとする。品質については、下表の資材は、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づくものとする。なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ砕石（新材）に変更できるものとする。

工 種	品 種	使用箇所
管工	RC-40	埋戻し
舗装工	RC-40	下層路盤

（工事支障物件等）

第 17 条 工事用支障物件

- 1 工事中障害物件が発見された場合、監督員に報告し、管理者と監督者と三者で協議し、移設、切回し、又は、防護を行うこと。
- 2 監督員への報告、関係機関への連絡及び立ち会いを怠り、障害物件を処理したときに生

じた損害については全て請負者の負担とする。

（施工関係）

第 18 条 使用者事前確認について

1. 工事区間内の給水引込可能世帯に給水引込の位置確認を行うこと。
2. 引込する世帯で下水道公共樹設置工事がある場合は、同時に給水引込を行うこと。
3. 給水引込の確認を行った場合は監督員に報告すること

第 19 条 埋戻し土の締固め密度

1. 人力施工（タンパ及び振動ローラー）で行う下層路盤の 1 層仕上がり厚は 15 cm 以下、流用土路体部の 1 層仕上がり厚は 20 cm 以下とすること。
2. 下水道施設の地震時の液状化対策として、施工箇所の地下水位が常時あるいは一時的に高くなる場所においては、埋戻し土の締固め度を 90 % 以上確保するものとする。
3. 試験箇所はおおむね 100 m に 1 箇所の頻度で路体、路床、路盤、表層の密度を測定することを標準とし、それによりがたい場合は監督員と協議すること。
4. 密度試験は、路体部、路床部において、深さ方向に層の上部と下部で各 1 箇所実施すること。
5. 県道占用工事の場合、着工前と完成の対比、巻き出し全層における「転圧状況及び検測」ならびに埋戻し材料毎の「現場密度試験」の写真を工事写真帳と別に整理して 2 部提出すること。なお、これらの写真がない場合、道路管理者から、転圧、密度試験をやり直す命令が出る場合があるので、留意すること。

第 20 条 工事現場における表示施設（工事看板）

1. 平成 24 年 6 月 6 日付けの「工事現場における標示施設等の設置基準(案)」の運用について（上下水道課長通知）に基づくこと。
2. 看板配置図、保安施設図、歩道迂回路図は交通安全計画に記載すること。なお、現地設置後、発注者側より追加及び是正指示があった場合は、速やかに対応すること。

第 21 条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係わる産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。

第 22 条 上水道使用者との調整

本工事により給水管の切替を行う場合は、断水を伴うので、上水道使用者と十分協議して行うこと。

（その他）

第 23 条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

工 事 費 内 訳 書 (No. 1)									
費 目	名 称 / 規 格	単位	設 計						摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
直接工事費									
	配水管	式	1						第1号明細書
直接工事費計									
共通仮設費									第2号明細書
純工事費									
	現場管理費								
工事原価									
	一般管理費計								
	一般管理費								
工事価格									
	消費税相当額								
請負工事費計									

第1号明細書

(No. 1)

費目	名称 / 規格	単位	設計						摘要
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	
配水管									
	材料費								
	EF受口付直管 φ 100×5000	本	27						
	EF直管 φ 100×5000	本	1						
	EF片受S⁡ンﾄ⁡ φ 100×600H	個	3						
	EF S⁡ンﾄ⁡ (EF両受) φ 100×600H	個	2						
	EF片受S⁡ンﾄ⁡ φ 100×300H	個	1						
	EF S⁡ンﾄ⁡ (EF両受) φ 100×300H	個	1						
	EFｷｯﾌﾟ⁡ φ 100	個	1						
	ﾎﾟﾘ管用ﾌﾛｯﾄｼｰﾙ仕切弁 (ｶﾅｶﾙ継手) φ 100	基	1						
	仕切弁ﾎﾞｯｸｽ (ﾈｼﾞ式ﾚｼﾞｺﾝ) φ 100mm H=1.0 口径表示付	組	1						
	ﾎﾞｲﾝﾄﾏｰｶｰ 青色	本	20						
	上水道、年号入り W=3cm	m	143.4						
	小計								

第1号明細書

(No. 2)

費目	名称 / 規格	単位	設計						摘要
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	管工								
	ポリエチレン管布設工(融着) φ100mm	m	143.2						第0001号代価
	ポリエチレン管用浸透防止スリーブ被覆工 φ100mm バント	m	143.2						第0002号代価
	ポリエチレン管継手工(EF片受) φ100mm	口	32						第0003号代価
	ポリエチレン管継手工(EF両受) φ100mm	口	6						第0004号代価
	ポリエチレン管メカニカル継手工 φ100mm	口	2						第0005号代価
	ポリエチレン管切断工 φ100mm	口	6						第0006号代価
	仕切弁設置工(機械) φ100mm	基	1						第0007号代価
	仕切弁ボックス設置工 φ100以下 H=1.0	箇所	1						第0008号代価
	管理設表示テープ工	m	143.4						第0009号代価
	ポリエチレン管切断工 φ100mm	口	1						第0006号代価
	小計								
	土工								
	0.28BH埋戻し 山土砂 安楽寺産8km	m3	70						第0010号代価

第1号明細書

(No. 3)

費目	名称 / 規格	単位	設計						摘要
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	小計								
計									

第2号明細書

(No. 4)

[illegible]

第 0001号代価		代 価 表	
世代グループ： 令和元年度 5月		単価番号：4 月度 単価	

単価コード	TEJ1P20100	単価名称	ポリエチレン管布設工(融着)	単位	m	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	10,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1,000				
合計						
m 当たり						

第 0002号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEJ7DB0100	単価名称	ポリエチレン管用浸透防止スリーブ被覆工	単位	m	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm ハンスト	数量	100,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人					
普通作業員	人					
ポリエチレン管用浸透防止スリーブ φ100mm	m	125,000				
ポリエチレン管用固定ハンスト φ100mm	組	175,000				
諸雑費	式	1,000				
合計						
m 当たり						

第 0003号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEJ2P20100	単価名称	ポリエチレン管継手工(EF片受)	単位	口	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人							
普通作業員	人							
諸雑費(器具損料及び消耗品)	%		8,500					
合計								
口 当たり								

第 0004号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEJ2P10100	単価名称	ポリエチレン管継手工(EF両受)	単位	口	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	2,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人							
普通作業員	人							
諸雑費(器具損料及び消耗品)	%		8,500					
合計								
口 当たり								

第 0005号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEJ2P30100	単価名称	ポリエチレン管メカニカル継手工	単位	口	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人							
普通作業員	人							
諸雑費	%		1,000					
合計								
口 当たり								

第 0006号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEJ3DRC100	単価名称	ポリエチレン管切断工	単位	口	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人							
普通作業員	人							
諸雑費	%		7,000					
合計								
口 当たり								

第 0007号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

単価コード	TEK4V10100	単価名称	仕切弁設置工（機械）	単位	基	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ 100mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
配管工	人							
普通作業員	人							
クレーン付きトラック運転工 4t積、2.9t吊	時間							
諸雑費	式		1,000					
合計								
基 当たり								

第 0008号代価		代 価 表	
世代グループ： 令和元年度 5月		単価番号：4 月度 単価	

単価コード	TES2950040	単価名称	仕切弁ボックス設置工	単位	箇所	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100以下 H=1.0	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
普通作業員	人							
諸雑費	式		1,000					
合計								
箇所 当たり								

第 0009号代価				代 価 表			
世代グループ： 令和元年度 5月				単価番号：4 月度 単価			

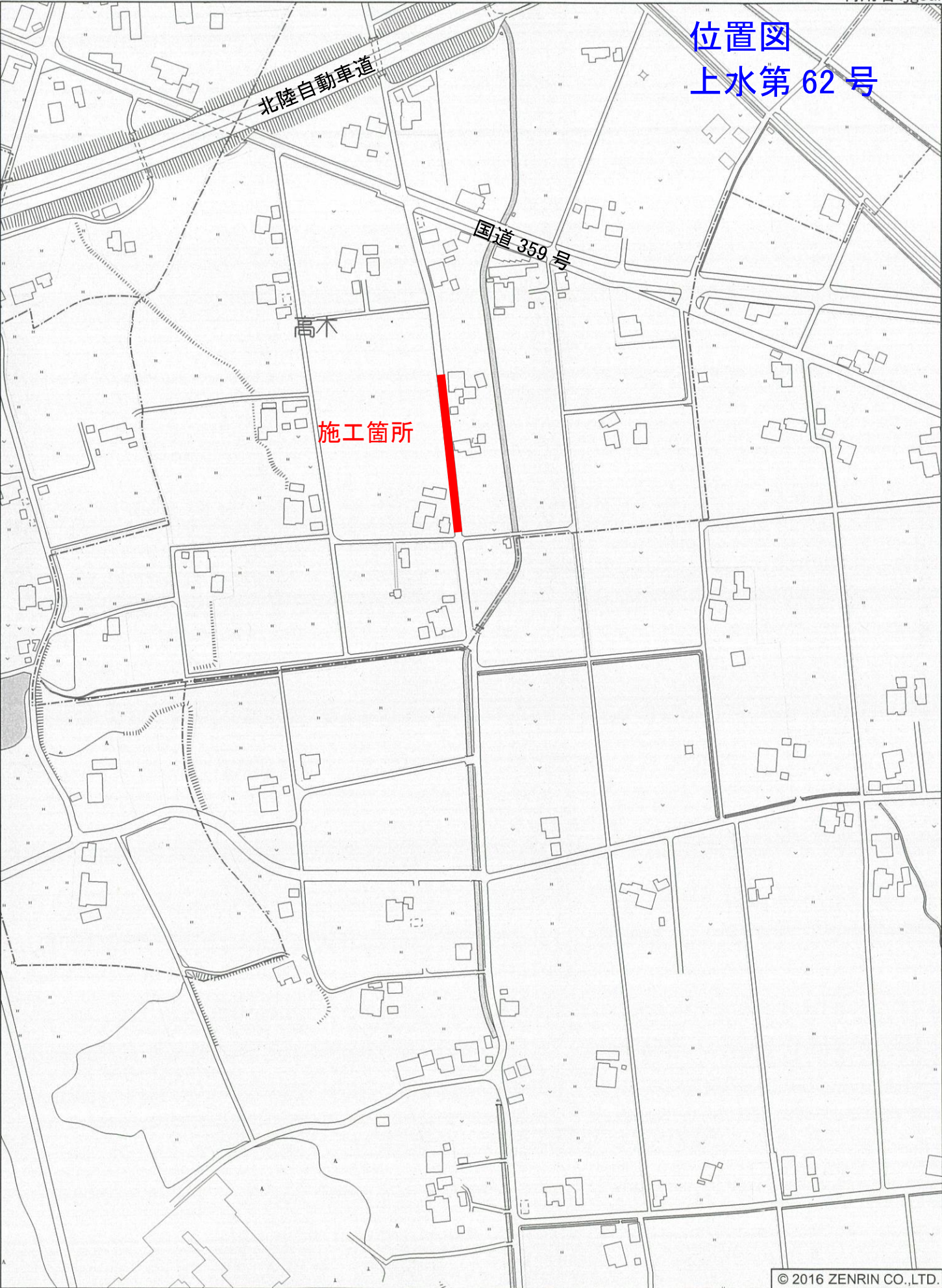
単価コード	TEJ6DC0001	単価名称	管理設表示テープ 工	単位	m	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格		数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量		単 価		金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
管理設表示テープ (ネム入り) W=15cm	m	1,000						
諸雑費	式	1,000						
合計								
m 当たり								

第C0001号代価		代 価 表	
世代グループ： 令和元年度 5月		単価番号：4 月度 単価	

単価コード	TK03022240	単価名称	クレーン付きトラック運転工	単位	時間	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	4t積、2.9t吊	数量		摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	単価コード	摘 要 1 / 2
軽油 ミニローラー	リットル	6,600				
特殊運転手	人					
クレーン付トラック損料 4t積2.9t吊	時間					
合計						
時間 当たり						



位置図
上水第 62 号

施工箇所

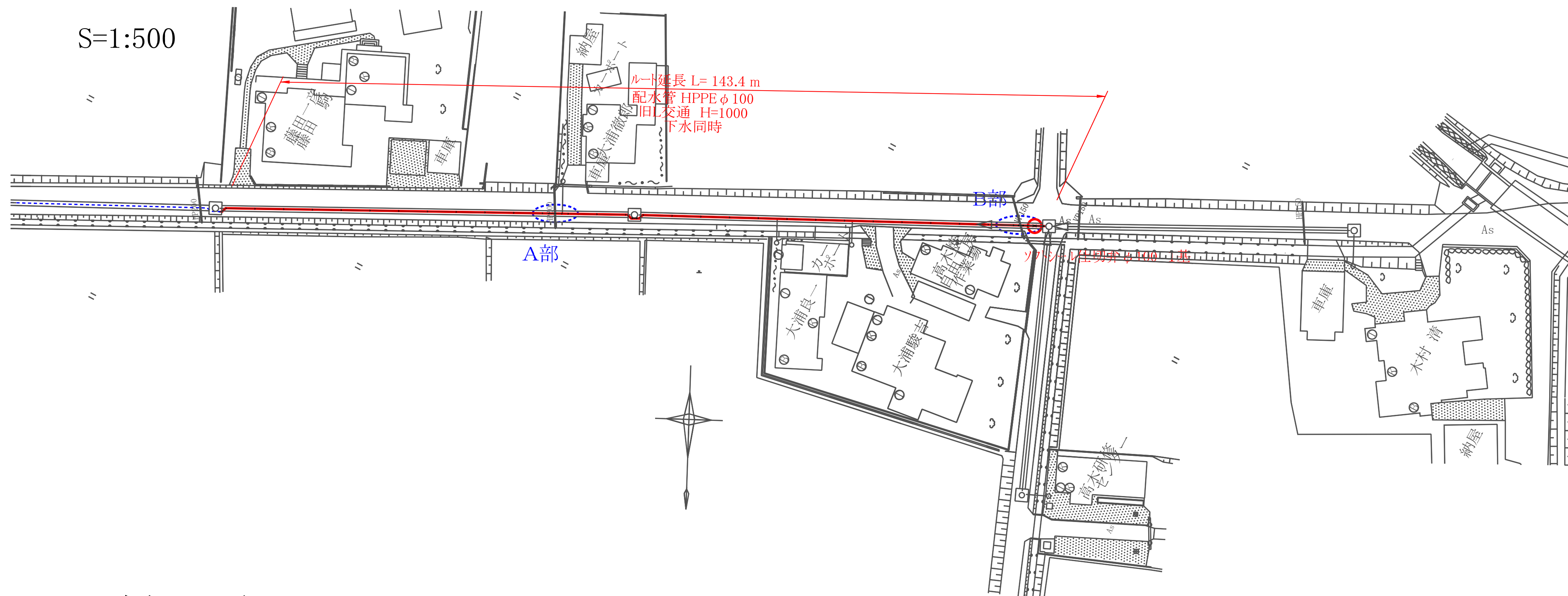
北陸自動車道

国道 359 号

高木

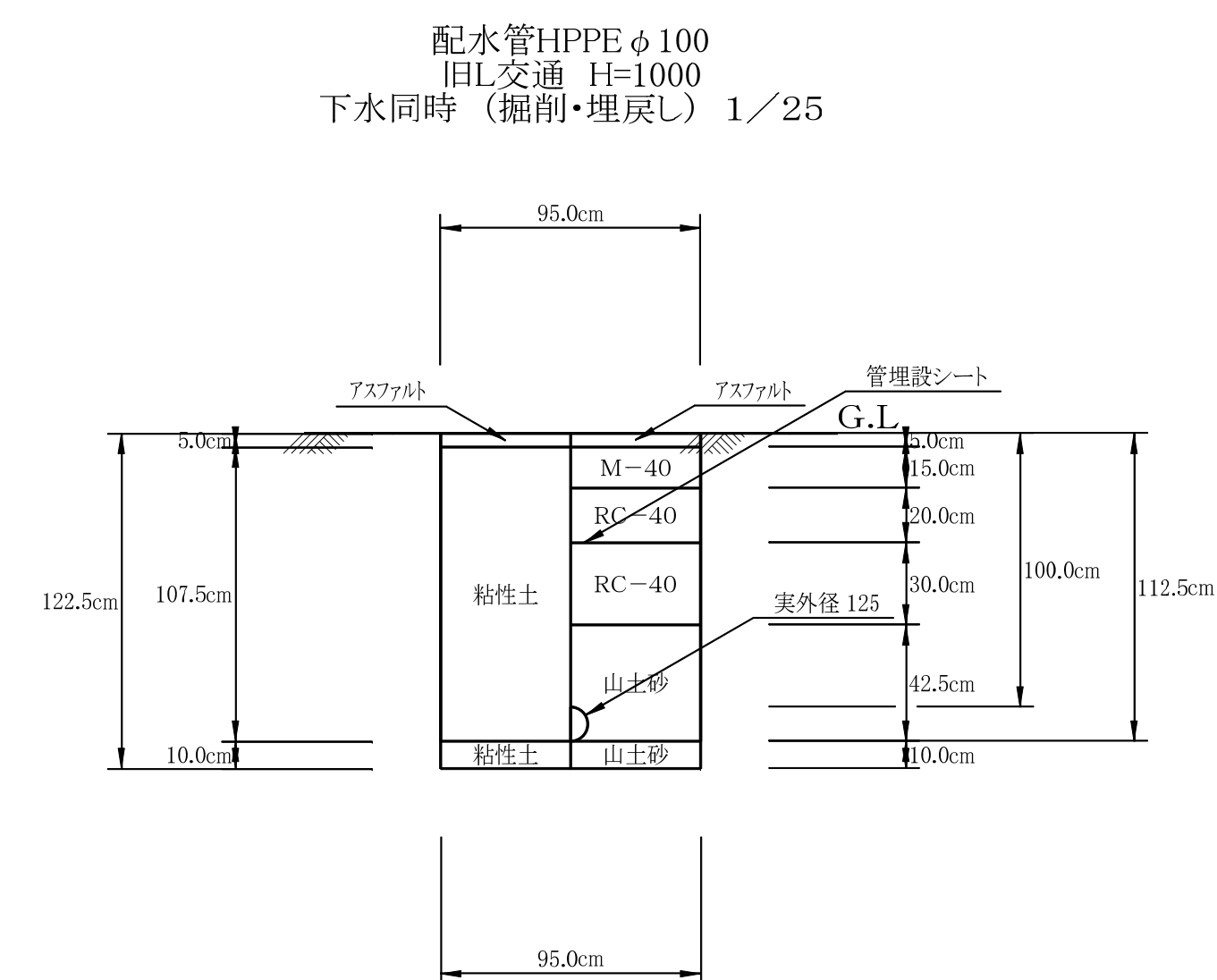
平面图

S=1:500



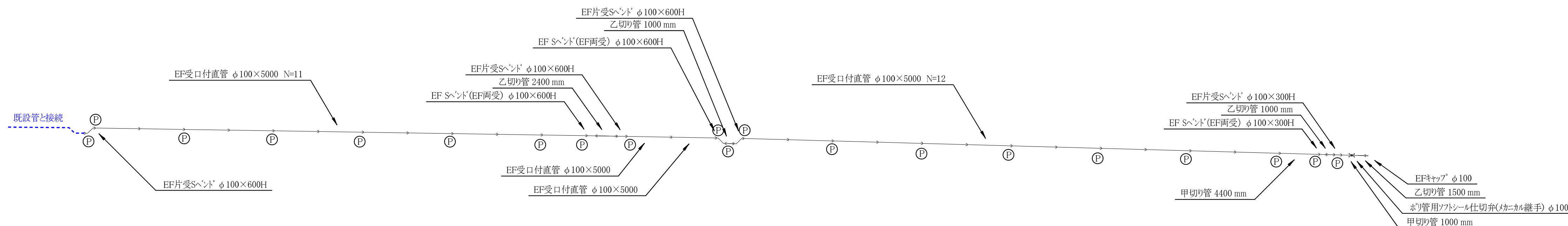
土工断面図

S=1:25



配管詳細平面図

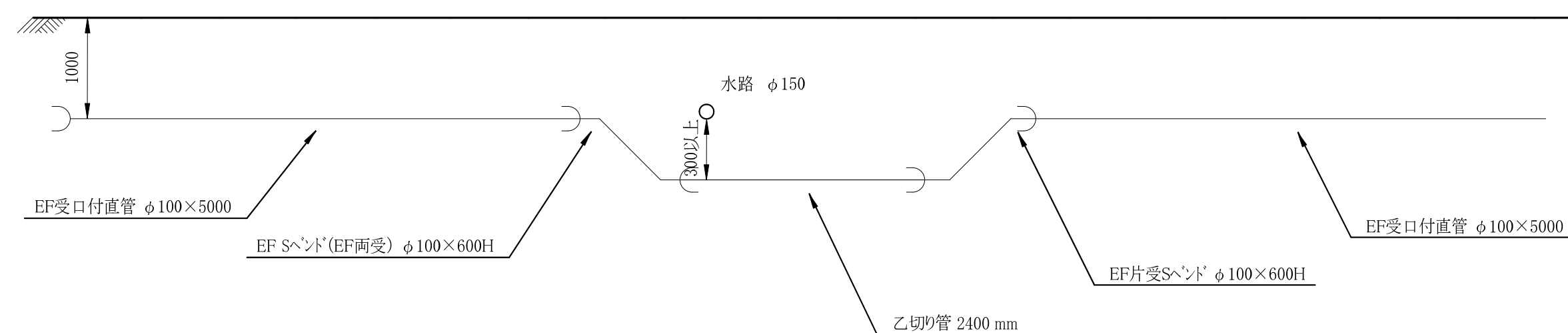
S=1:300



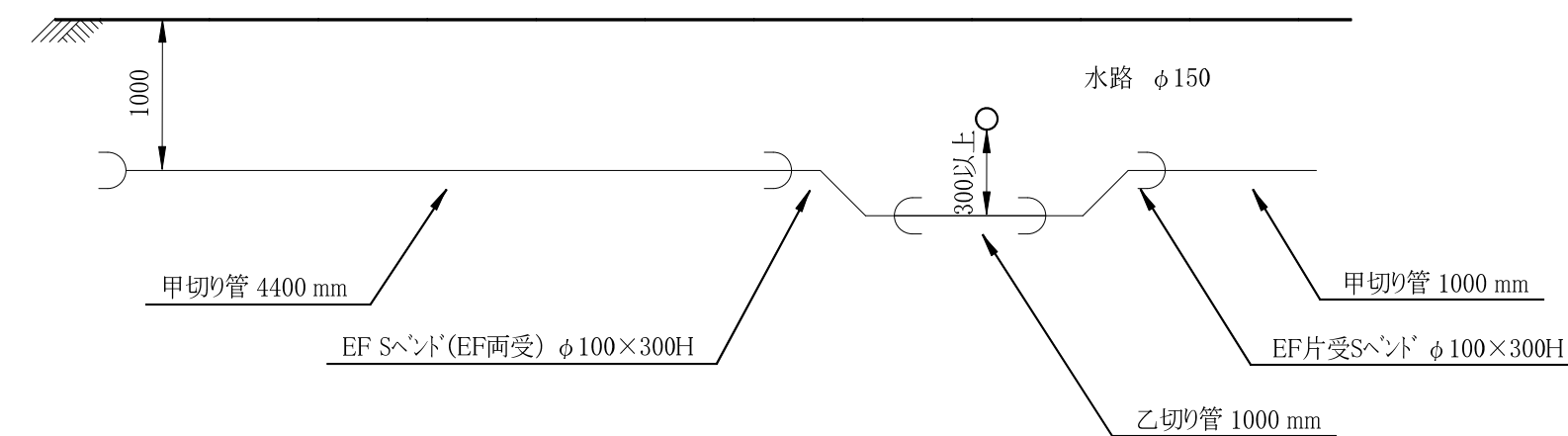
配管詳細側面図

S=1:50

(A部)



(B部)



※(P)はポイントマーカ位置を示す。

※構造物との離隔は30cm以上確保すること。

※ポイントマーカーは曲管部やT字管には確実に設置すること。
 なお、直管部については、管接続部に2箇所1個の間隔で設置すること。

※基本、下水道工事と同時施工区間においては20m毎、上水道単独区間においては50m毎に測点を設定して施工管理すること。
また、伏せ越し部は伏せ越し前後とその中間点で測点を設定して施工管理すること。

上水第62号

令和2年度		
工 事 名	高木地区配水管布設工事	
図 面	平面図、配管詳細図、土工断面図 A1/横	
工 事 場 所	小矢部市 高木 地内	
縮 尺	図 示	全1葉の内 1
作成年月日	令和2年9月	
小矢部市上下水道課		